

秋田市都市計画審議会運営に関する要領

1．趣旨

この要領は、秋田市都市計画審議会運営規則第15条の規定に基づき、秋田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2．代理人の出席

審議会又は常務委員会の会議（以下「会議」という。）に出席することのできない委員および議案に係りのある臨時委員のうち、関係行政機関又は秋田県の職員については、代理人の出席を認める。

3．会議の公開

会議は、これを公開する。ただし、委員および臨時委員の発議により、出席した委員および臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

4．傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに、受付簿に氏名および住所を記入し、会場に入ることとする。
- (2) 傍聴の受け付けは、先着順で行い、10人になり次第終了する。
- (3) 報道の任務にあたる者は、会長の許可を得た上で会場に入ることができる。

5．傍聴する者が守るべき事項

会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てたり、審議内容に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議を公開しないと議決したときは、速やかに退場すること。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道の任務にあたる者については、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、会議を妨害する行為をしないこと。

6．退場

議長は、5．に掲げる事項に違反する者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。